

箱根町狩猟免許取得補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、有害鳥獣による生活被害及び農作物等被害の対策として、有害鳥獣を捕獲するための従事者を確保するため、必要な資格である鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第39条第2項に規定する第一種銃猟免許及びわな猟免許(以下「狩猟免許」という。)の取得に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助の交付対象とする者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 箱根町内に在住している者又は在勤している者
- (2) 町税等(町外在住者にあつては、住所地の市町村税等)の滞納がない者
- (3) 狩猟免許を新規に取得した者で、次に掲げる種類に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすもの
 - ア 第一種銃猟免許 箱根町鳥獣被害対策実施隊員として有害鳥獣の捕獲に3年以上従事できる者
 - イ わな猟免許 自己の所有する又は所有者から依頼された町内の土地で有害鳥獣の捕獲を実施する者
- (4) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- (5) この要綱により既に補助金の交付を受けていないこと。ただし、種類の異なる狩猟免許を取得した場合を除く。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、狩猟免許の取得に係る申請手数料、医師の診断書文書料、公益社団法人神奈川県猟友会が実施する狩猟免許取得のための準備講習会受講料及びその他町長が認めるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に定めるものとする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

- (1) 第一種銃猟免許補助の対象となる経費の合計額の2分の1とし、その限度額を4万円とする。
- (2) わな猟免許補助の対象となる経費の合計額の2分の1とし、その限度額

を1万円とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、狩猟免許を取得した日から起算して3か月以内に、箱根町狩猟免許取得補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 取得した狩猟免状の写し
- (2) 狩猟免許の取得に係る申請手数料、医師の診断書文書料及び準備講習会受講料の領収書の写し
- (3) 町外在住者にあつては、在勤であることを証明する書類
- (4) 町外在住者にあつては、住所地の市町村税等の滞納がないことを証明する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(県警本部への確認)

第6条 町長は、必要に応じて申請者又は次条の交付決定を受けた者が、第2条第4号に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定により申請書の提出があつたときは、内容を審査してその適否を決定し、箱根町狩猟免許取得補助金交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 前条の規定により通知を受けた申請者は、箱根町狩猟免許取得補助金交付請求書(第3号様式)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、町長は、期間を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請等、不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この要綱に定める事項に違反したとき。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。